



# 特別支援教育ほっと通信



令和4年2月  
西部教育局

子供たちの力を最大限に伸ばすためには、適切な引継ぎを行うことが重要です。そのためにも、特別支援学級における諸帳簿について、再度御確認ください。

## 再確認を！「指導要録」の「指導に関する記録」の様式について

県教育委員会では、児童生徒の実態に応じて適切なものを選択できるように2つの様式を示しています。（県独自で、A様式・B様式と呼んでいます。）

### A様式

様式2 (指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分	学年	学年						
				1	2	3	4	5	6	

  

教科	観点	学年	各教科の学習の記録						学年	特別の教科 道徳
			1	2	3	4	5	6		
国語	知識・技能								1	学習状況及び道徳性に係る成長の様子
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度									
社会	知識・技能							2		
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度									
算数	知識・技能							3		
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度									
数学	知識・技能							4		
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度									
英語	知識・技能							5		
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度									
外国語	知識・技能							6		
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度									

いわゆる「数値」で評価する様式

### B様式

様式2 (指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分	学年	学年						
				1	2	3	4	5	6	

  

学年	各教科・特別活動・自立活動の記録					
	1	2	3	4	5	6
生						
活						
国						
語						
算						
数						
音						
楽						

いわゆる「記述」で評価する様式

**要注意！** 知的障がい特別支援学級  $\neq$  B様式



どちらを使用するのは、児童生徒の実態（**教育課程**）によって決まります。



A様式…小学校又は中学校に準ずる教育がほぼ可能である児童生徒の場合（下学年適用も含む。）



下学年適用の場合、前学年の各教科の目標・内容に替えて指導している事実を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記述すること。

B様式…特別支援学校（知的障がい）の教科等を取り入れ、各教科等を合わせた指導を導入して教育を行う（知的障がいのある）児童生徒の場合

指導要録の様式等については、各市町村（学校組合）教育委員会にお問い合わせください。



指導要録の記載については「特別支援教育の手引」を参考にしてください。



特別支援教育の手引  
特別支援教育の手引  
支障教育課HP  
ご自身の登録番号を照